

令和6年度青森市男女共同参画推進表彰募集要項

1 趣旨

青森市の男女共同参画の推進に貢献している市民等を表彰し、その取組を周知することで、男女共同参画意識の醸成及び男女共同参画に関する取組を推進するため、市内で積極的に取組を行っている個人・団体、事業者を募集します。

2 表彰対象

(1) 表彰対象は「個人及び団体の部」及び「事業者の部」とします。

①「個人及び団体の部」(1者程度)

・市内に居住し、若しくは通勤・通学する者又は市内において活動する営利を目的としない団体とします。

・家庭、地域、学校、職場等の分野で、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に関する取組を行っており、その取組が特に優れていると認められるものを表彰します。

(例1: 男女共同参画推進に向けた普及活動や固定的性別役割分担意識の解消の取組等)

(例2: 女(男)性の進出が少ない分野での女(男)性の活躍等)

②「事業者の部」(1事業者程度)

・市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体とします。

・男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮するために必要な男女共同参画の推進に関する措置を講じており、その取組が特に優れていると認められるものを表彰します。

(例1: セクシュアル・ハラスメント防止などの取組、業務改善提案制度等)

(例2: 女性の登用拡大、活動領域拡大、企画立案への参画等)

(例3: 産前産後休暇制度の活用、育児・介護休暇制度の活用、時間外勤務の縮減等)

(2) 下記に該当するときは、表彰を受けられません。

①公共の利益に反する活動を行っていると認められるとき

②市税を滞納しているとき

③刑事事件に関し、現に起訴されているもの又は刑に処せられた者(刑が消滅した者を除く。)であるとき

④この他、市長が表彰することが適当でないとき

3 応募方法及び必要書類

募集は公募で行います。自薦・他薦は問いません。

(1) 応募方法

応募様式に必要な書類を添付のうえ、令和6年7月31日(水)までに郵送若しくは直接持参にてご応募ください。応募様式は、市のホームページに掲載するほか、人権男女共同参画課、市庁舎、市民センター、支所等に設置します。なお、郵送の場合は7月31日必着分まで、直接持参の場合の応募書類の受付時間は午前8時30分～午後5時までです。(土・日・祝日は除く)

※応募書類に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮いたします。

(2) 応募様式及び必要な書類

①「個人及び団体の部」での応募

- ・応募様式：【様式1】青森市男女共同参画推進表彰【個人及び団体の部】応募・推薦用紙
- ・必要な書類：取組内容が分かる参考資料等

②「事業者の部」での応募

- ・応募様式：【様式2】青森市男女共同参画推進表彰【事業者の部】応募・推薦用紙
- ・必要な書類：事業者の概要や取組内容が分かる参考資料等

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(3) 応募様式掲載先

<http://www.city.aomori.aomori.jp>

ホーム>市政情報>青森市のまちづくり>男女共同参画のまち>男女共同参画推進>青森市男女共同参画推進表彰制度

(4) 提出先

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎 4階
青森市 市民部 人権男女共同参画課 電話 017-734-2296

4 表彰基準

表彰の基準は以下の取組について特に優れていることとします。

(1)「個人及び団体の部」

- ①男女共同参画社会づくりの功績をあげていること
- ②複数年にわたる活動実績があり、現在も継続して活動していること
- ③地域への貢献となっていること

(2)「事業者の部」

- ①男女がともに働きやすい、または活動しやすい環境づくりに努めていること
- ②女性活躍推進に向けた取組が行われていること
- ③仕事やその他の活動と家庭生活との両立支援を図っていること
- ④その他男女が共同して参画する社会づくりに積極的に取り組んでいること

5 その他

10月12日(土)に開催予定の男女共同参画推進月間記念イベントにおいて表彰式を行います。

また、表彰内容については、「市ホームページ」や「広報あおもり」等で周知を行います。

なお、表彰された市民等には、事例紹介等へのご協力を依頼する場合がありますので、予めご了承ください。